

# 津市立敬和小学校消防設備改修工事

図名リスト	
E-00	表紙、図名リスト
E-01	電気設備工事特記仕様書（1）
E-02	電気設備工事特記仕様書（2）
E-03	電気設備工事特記仕様書（3）
E-04	位置図、配置図
E-05	拡声設備 機器姿図
E-06	拡声設備 系統図、容量計算書
E-07	自動火災報知設備 凡例、系統図
E-08	拡声設備、自動火災報知設備 屋内運動場1階平面図
E-09	拡声設備、自動火災報知設備 屋内運動場2階平面図
E-10	拡声設備、自動火災報知設備 普通教室棟、給食棟、特別教室棟1階平面図
E-11	拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟1階平面図
E-12	拡声設備、自動火災報知設備 普通教室棟、給食棟、特別教室棟2階平面図
E-13	拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟2階平面図
E-14	拡声設備、自動火災報知設備 普通教室棟、給食棟、特別教室棟3階平面図
E-15	拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟3階平面図

■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale

■drawing title  
表紙、図名リスト

■project title  
津市立敬和小学校消防設備改修工事

Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士：山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E—O O  
原図 : A2

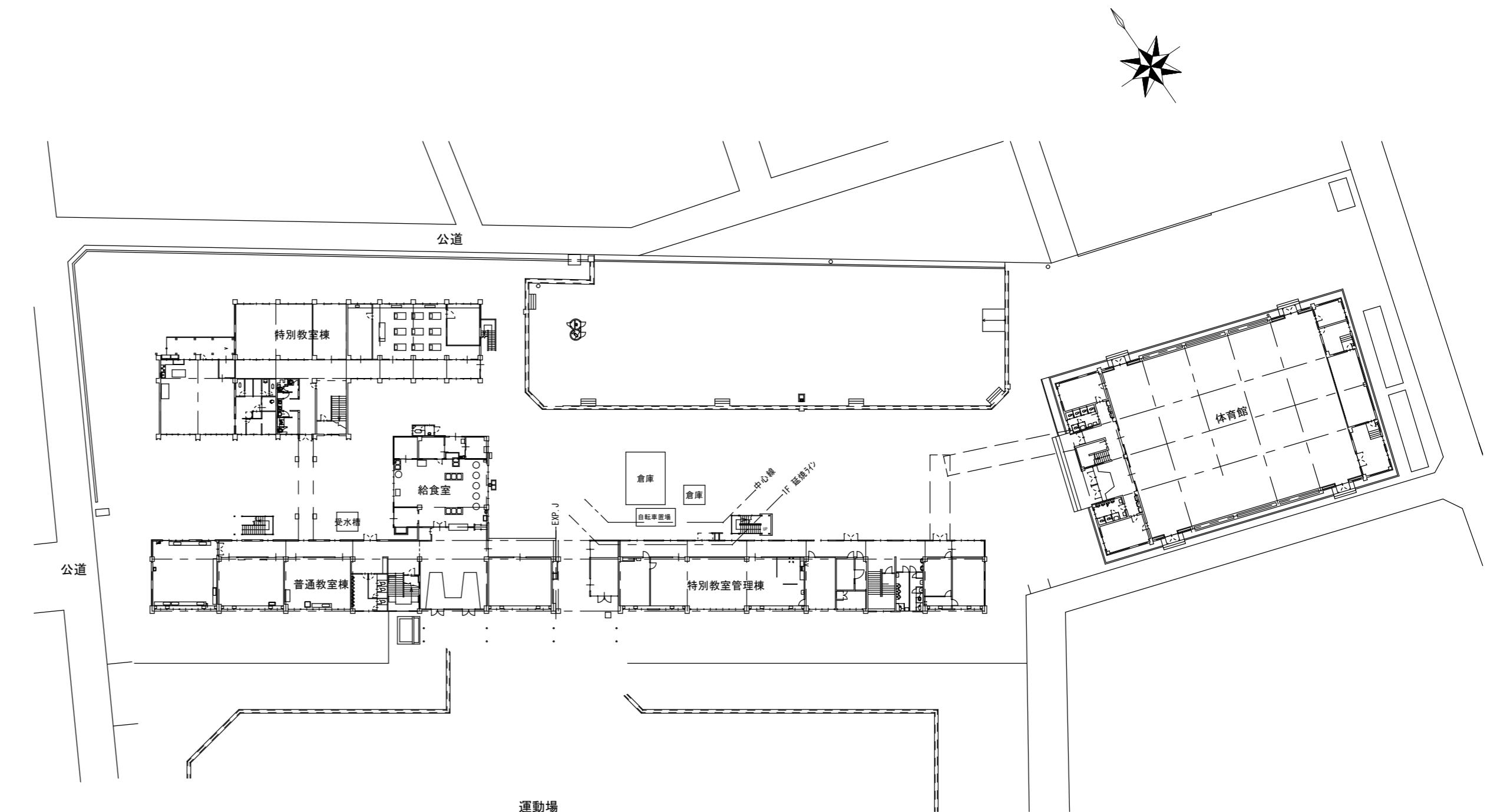
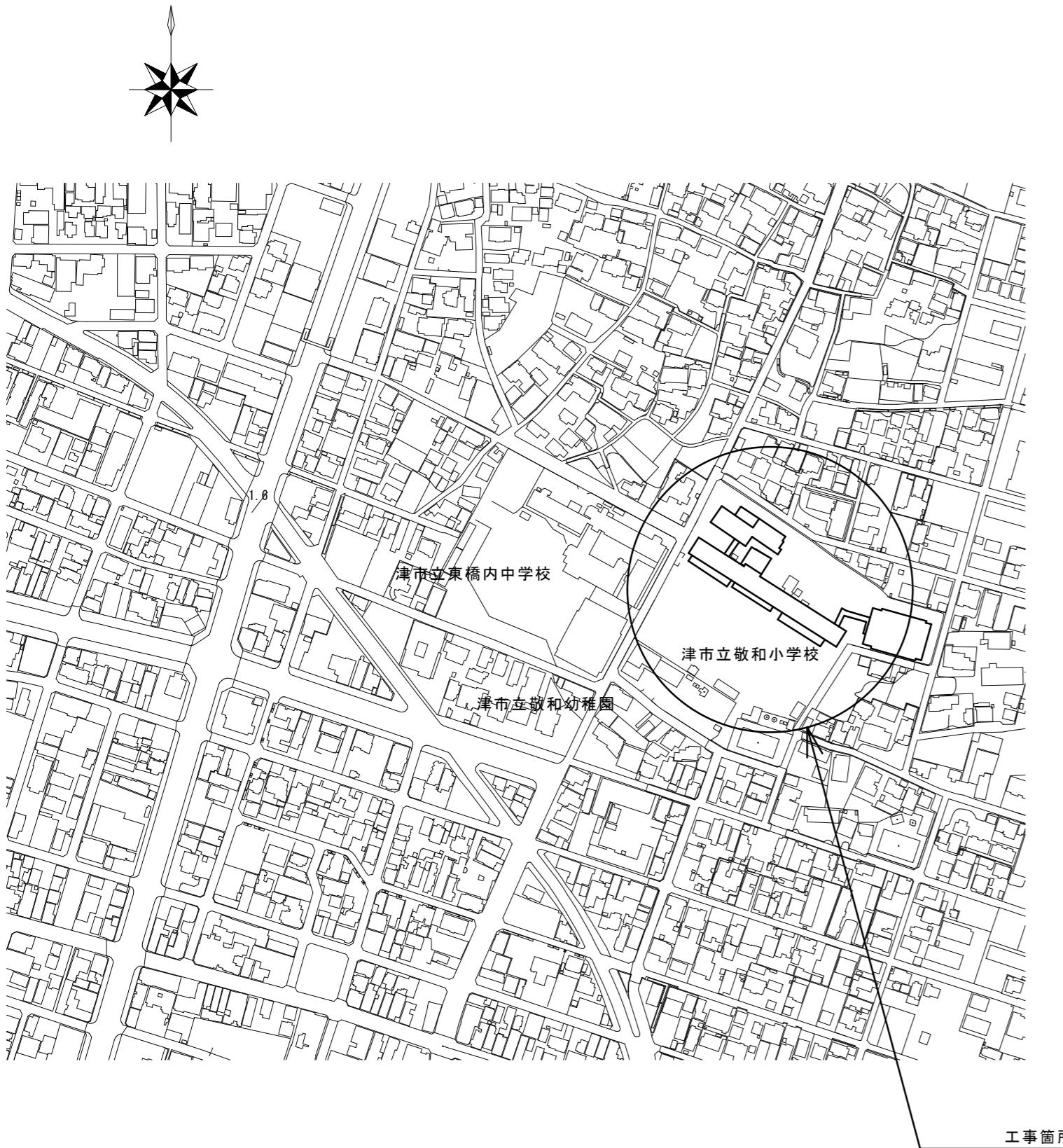
電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	津市立敬和小学校消防設備改修工事
2. 工事場所	津市 中河原町 地内
3. 建物概要	<p>普通教室棟 R C 造 3階建 延べ面積 1, 182 m<sup>2</sup> 用途区分(7)項          給食棟 R C 造 1階建 延べ面積 50 m<sup>2</sup> 用途区分(7)項          特別教室棟 R C 造 3階建 延べ面積 1, 140 m<sup>2</sup> 用途区分(7)項          特別教室管理棟 R C 造 3階建 延べ面積 2, 130 m<sup>2</sup> 用途区分(7)項          屋内運動場 R C 造 2階建 延べ面積 1, 118 m<sup>2</sup> 用途区分(7)項</p> <p>用途区分は消防法施行令別表第一による表記</p>
4. 工事種目	<p>下記において●印を付した工事を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力設備</li> <li>・受変電設備</li> <li>・電力貯蔵設備</li> <li>・発電設備</li> <li>●通信・情報設備</li> <li>・中央監視制御設備</li> <li>・医療関係設備</li> <li>・構内配電線路</li> <li>・構内通信線路</li> <li>・その他</li> </ul>
II. 共通仕様	
<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版)</li> <li>「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版)</li> <li>「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版)</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)</li> <li>・電気工事業の業務の適正化に関する法律</li> <li>・電気工事士法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)</li> <li>・電力会社供給約款</li> <li>・その他関連法令、関連諸基準</li> </ul>	
III. 一般共通事項	
<p>下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>(2)設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑惑、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3)他工事との取合いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>2. 足場</p> <p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別(参考) 脚立 棚足場 その他( )</p> <p>外部足場の種別(参考) 手すり先行据置組合足場 移動足場 高所作業車 その他( )</p> <p>外部足場設置範囲(参考) 外部改修部 設備改修部 昇降用 転落防止用 防護シート等による養生 適用する 適用しない</p> <p>足場の組立て後、足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。</p> <p>つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上ものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。</p> <p>なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。</p> <p>1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者</p> <p>2) 労働安全衛生法第8条1項に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者</p> <p>3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p> <p>3. 三重県産業廃棄物規制</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者は該税対象となった場合には、成年年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行ふことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。</p> <p>4. 電気工作物の種類</p> <p>・一般電気工作物 ●自家用電気工作物</p> <p>5. 電気工事士</p> <p>電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。</p> <p>6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律</p> <p>電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	
<p>7. 電気保安技術者</p> <p>電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。</p> <p>また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。</p> <p>なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者負担</li> <li>・不要 その他( )</li> </ul> <p>8. 品質管理</p> <p>工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。</p> <p>チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>9. 出来形管理</p> <p>以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 水平垂直</li> <li>② 配管・配線工事 支持間隔</li> <li>③ スイッチ類の取付高さ</li> </ul> <p>10. 測定機器の校正等</p> <p>試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。</p> <p>また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。</p> <p>11. 施工計画等</p> <p>受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。</p> <p>なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合施工計画書</li> <li>② 工種別施工計画書(施工要領書)</li> <li>③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図)</li> <li>④ 耐震計算書</li> <li>⑤ 照度分布図</li> </ul> <p>12. 機材等</p> <p>工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用機材届出書</li> <li>② 機器明細図</li> <li>③ 各種計算書</li> </ul> <p>使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。</p> <p>13. 完成図書</p> <p>作成する( ●完成図 保全に関する資料 ( ))</p> <p>完成図作図範囲(設計図を訂正)</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲する。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。</p> <p>14. 工事写真</p> <p>營繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房営繕部監修(最新版))に従い、撮影すること。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。</p> <p>15. 施工条件</p> <p>監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)施工可能日 指定なし</li> <li>一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)</li> <li>●指定あり( )</li> <li>指定日( )</li> <li>●打ち合わせ その他( )</li> </ul> <p>(2)施工可能時間帯 指定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)</li> <li>●指定あり</li> <li>指定時間( )時~( )時</li> <li>●打ち合わせ その他( )</li> </ul> <p>(3)その他( )</p> <p>16. 事故の発生時</p> <p>工事現場中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p> <p>17. 建築副産物情報交換システムの利用</p> <p>受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。</p> <p>18. 発生材の処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。</li> <li>・分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。</li> </ul>	
<p>IV. 施工仕様</p> <p>下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 既設設備等の調査</p> <p>既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地中埋設管路 1)項目 埋設配管 構造物 その他( )</li> <li>2)調査範囲 埋設ルート その他( )</li> </ul> <p>(2)特種管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器 コンデンサ その他( )</li> <li>現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。</li> <li>なお、施工に際してPCB等特種管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。</li> </ul> <p>(3)現場内において再利用を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土 その他( )</li> </ul> <p>(4)再資源化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 建設発生木材 ( )</li> </ul> <p>(5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光ランプ HIDランプ(高輝度放電ランプ) その他( )</li> <li>「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。</li> </ul> <p>(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)</p> <p>19. 公官署への手続き</p> <p>工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消防設備関係 電気工作物関係 受電関係 通信関係 建設工事関係 その他( )</li> </ul> <p>20. 消防法関係の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成</li> <li>・本工事(建築工事 電気設備工事 機械設備工事) 別途工事</li> <li>(2)防火対象物使用開始届出書</li> <li>書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。</li> </ul> <p>21. 工事用仮設物</p> <p>構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) できない</p> <p>22. 工事用電力</p> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用できる( 有償 ●無償) 利用できない</li> <li>本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。</li> </ul> <p>23. 工事用水</p> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用できる( 有償 ●無償) 利用できない</li> </ul> <p>24. 工事中等の保安監理</p> <p>電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p> <p>25. 搬入計画</p> <p>大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び重量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。</p> <p>26. 製品確認</p> <p>発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。</p> <p>27. 機材等の検査及び試験</p> <p>検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。</p> <p>28. 完成確認及び完成検査時等の電源確保</p> <p>機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。</p> <p>29. 完成時の操作説明</p> <p>総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行ふものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。</p> <p>30. 不正軽油の使用の禁止</p> <p>(1)工事現場で使用し、又は使用せる車両(資材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</p> <p>(2)受注者は県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>(3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>31. 露出配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。</li> <li>(2)附属品は、ねじ込み形を使用する。</li> <li>(3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持物又は保護カバーを使用する。</li> <li>(4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。</li> <li>(5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。</li> </ul> <p>32. 合成樹脂管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。</li> <li>(2)原則として屋外の露出には使用しない。(PF管)</li> </ul> <p>33. 予備配管等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。</li> </ul> <p>34. 金属製電線管等の塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。</li> <li>1)屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他の建築意匠上必要な箇所。</li> <li>2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼製のボルト及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。</li> <li>3)温湿度のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。)</li> <li>4)仮設貫通部の金属配管には銷止め塗装を施すこと。</li> <li>(2)塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。</li> </ul> <p>35. 導入線</p> <p>通路を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略ができる。</p> <p>36. 予備スリーブ</p> <p>梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。</p> <p>37. ボックス類</p> <p>位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。</p> <p>38. 軽量間仕切のボックス</p> <p>軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。</p> <p>39. ブルボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。</li> <li>(2)屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。</li> </ul>	

19. ポルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びポルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス・溶融亜鉛メッキ仕上げ  20. ケーブル及び配線 (1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分歧部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ フルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所・4箇所・( )箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所・4箇所・( )箇所  21. 配線器具の設置 (1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4) ブレートは、画面に特記なき場合、新金属製とする。 (5) カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6) フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。  22. 照明器具の設置 (1) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (2) 天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (3) パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。  23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 ( ) 测定回数 前後各( )回  24. 分電盤、制御盤、キューピクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。  25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。  26. 発電設備の燃料配管 (1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。  27. 非常放送設備のスピーカー設置 (1) 放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2) 階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。  28. 土工事 (1) 埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料: 根切り土の中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ・その他 ( ) ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中埋設管配管の深さは、G.L.-600mm以上とする。 (3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。  29. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。  30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個 (30mに満たない部分はその間に1個)	V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については図面による。  【電力設備】  1. 電灯設備 (1) 既設との取り合い ・無し・盤改造・配線接続・電源供給・その他( ) (2) 機器類 ・一般照明器具・照明制御装置・外灯（単独設置）・コンセント等 (3) 一般照明器具 1) 形式・公共型・一般型 2) 灯具・LED灯・その他( ) 3) 用途・屋内用・屋外用・防災用 4) 環境・普通地域・塩害地域  (4) 照明制御器 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類・明るさセンサ・人感センサ・タイマー・調光スイッチ 2) 調光方式・連続調光・段階調光・ON/OFF制御 3) 制御方式・有線・無線通信 1) 照明用ポール ① 材質・アルミニウム製・鋼製・溶融亜鉛メッキ ② その他( ) 2) 配線用 3) その他( )  (5) 外灯 (単独設置) 1) 灯具 ・防水型 ・ハイビームアーム(・固定型・上下動型(アップ式を含む)) 2) 分電盤、制御盤等 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  2. 動力設備 (1) 既設との取り合い ・無し・盤改造・配線接続・その他( ) (2) 機器類 ・分電盤、制御盤等・その他( ) (3) 負荷設備 ・給水・排水・消火・空調・換気・排煙・昇降機 (4) 負荷設備への接続 ・その他( ) 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。  3. 雷保護設備 (1) 避雷針 1) 受電部・突針・棟上導体・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線・引下げ導線・建築構造体利用 3) 接地極・接地極埋設・建築構造体利用・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法・電位差計方式・電圧降下法 ② 測定回数・3回・( )回 5) 接地極埋設標を設置する。  (2) 雷サージ保護 1) 耐雷トランジスト・設置(・単相用・動力用)・設置しない 2) SPD・低电压(・クラスI・クラスII) ・通信用(・カテゴリC2・カテゴリD1) 3) SPDの性能は別図による  (3) 電源回路保護 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 3) 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。  (4) 通信回線保護  4. 接地設備 (1) 接地工事 1) 種別・A種・B種・C種・D種 2) 施工・各種単独・共用有り( ) (2) 接地抵抗測定 1) 測定方法・電位差計方式・電圧降下法 2) 測定回数・3回・( )回 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。	【受変電設備】  5. 受変電設備 (1) 既設との取り合い ・無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 (2) 機器類 ・盤類・交流遮断器・断路器・避雷器・負荷開閉器・変圧器 ・進相コンデンサ・直列リニアクトル・配線用遮断器・電磁接触器 ・その他( ) (3) 盤類 1) 形式・キューピクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギア(JEM 1425)・CX・CW・PW・MW ・開放形配電盤・その他( ) 2) 中通り・有・無 3) 特記事項( ) 真空遮断器(VCB) 1) 操作方式・手動ばね操作・電動ばね操作・電磁操作 2) 引外し方式・電流引外し・コンデンサ引外し・直流電圧引外し 1) 形式・3極单投・单極单投(避雷器用に限る) 2) 操作方式・遠方手動操作・フック棒操作(避雷器用に限る) 1) 形式・電源用・引込柱用・地中引込用 2) 配電盤用 ① 操作方式・フック棒操作・遠方手動操作・電動操作 ② 限流ヒューズ・有(ストライカ付き)・無 ③ 引外し装置・ストライカ引外し・電圧引外し・無 3) 引込柱用 ① 本体及び制御箱の材質・ステンレス製・鋼製 ② 保護装置・過電流蓄勢トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③ 避雷器・内蔵・無 4) 地中引込用 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式・油入・モールド 2) 設置方式・屋外型・屋内型 3) ダイヤル温度計・有(・最大値指針有・最大値指針無)・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) 容量・6%・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (7) 変圧器 1) 形式・油入・モールド 2) 設置方式・屋外型・屋内型 3) ダイヤル温度計・有(・最大値指針有・最大値指針無)・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) 容量・6%・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (8) 進相コンデンサ 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) 容量・6%・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (9) 直列リニアクトル (進相コンデンサ用) 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) 容量・6%・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (10) キューピクル等 1) 絶縁方式・油入・モールド 2) 容量・6%・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (11) 基礎 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  【電力貯蔵設備】  6. 直流電源設備 (1) 用途 ・非常用照明器具電源・受電変換設備制御電源・その他( ) (2) 容量 ・( )kVA (3) 整流装置 1) 出力電圧・直流(・12V・24V・48V・( )V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 1) 種類・鉛蓄電池(・HS・MSE・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH・AMH) ・その他( ) 2) 最低蓄電池温度・5°C・15°C・25°C・-5°C・( )°C  (4) 蓄電池 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  7. 交流無停電電源設備 (1) 用途 ・常時インバータ給電方式・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式・その他( ) (2) 容量 ・( )kVA (3) 給電方式 1) 整流装置等 1) 種類・鉛蓄電池(・HS・MSE・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH・AMH) ・その他( ) 2) 最低蓄電池温度・5°C・15°C・25°C・-5°C・( )°C 停電補償時間( )  (5) 蓄電池 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  (6) 性能 1) 仕様詳細は別図による。  8. 電力平準化用蓄電池 1) 仕様詳細は別図による。  9. 分散電源エネルギー管理システム 1) 仕様詳細は別図による。	【発電設備】  10. 燃料式発電設備 (1) 用途 1) 用途 ・防災電源専用(防災認定品)・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・屋内・常用 ・屋外(・普通地域・塩害地域) ・燃料槽・給油ボックス・燃料移送ポンプ ・その他( )  (2) 設置場所 1) 種類 ・ディーゼル発電装置・ガスエンジン発電装置 2) 形式 ・簡易形・オープン式 ・キューピクル式(・85dB(A)/1m・75dB(A)/1m) 3) 始動時間(停電検出後)・10秒以内・40秒以内 4) 連続運転時間・2時間以上・10時間以上・24時間以上 ・72時間以上・その他( )  (3) 機器 1) 用途 ・三相3線式(・6.6kV・200V・( )V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V・100V・( )V)  (4) 発電装置 1) 定格周波数 60Hz 2) 定格出力 ( )kVA 3) 定格出力 ( )kW・( )ps以上 4) 原動機 1) 定格出力 ( )kW以上・( )ps以上 2) 冷却方式 ・ラジエータ方式・その他( ) 3) 形式 ・軽油・灯油・A重油・その他( ) 4) 引渡時燃料 ・満タン・指定なし・その他( )  (5) 燃料 1) 形式 ・軽油・灯油・A重油・その他( ) 2) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・バッケージ搭載タンク( )リットル 2) 燃料小槽 ・主燃料槽( )リットル ・屋外型(・ステンレス製・鋼製) 3) 主燃料槽 1) 設置場所 ・屋内・屋外(地上) ・地下埋設(・タンク室内埋設・直埋設) 2) 形式 ・二重タンク・重複タンク 3) 設置工事 ・本工事・別途工事・その他( ) 4) タンク室工事 ・本工事・別途工事・既設利用・その他( )  (6) 給油ボックス 1) 材質 ・ステンレス製・鋼製・その他( ) 2) 油量指示計 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ(ウイングポンプ) ・有・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有・無 4) 基礎 ・本工事(・21N/mm2・18N/mm2)・別途工事・既設利用 ・その他( )  (7) 燃料移送ポンプ 1) 油量指示計 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ(ウイングポンプ) ・有・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有・無 4) 基礎 ・本工事(・21N/mm2・18N/mm2)・別途工事・既設利用 ・その他( )  (8) その他 1) 発電設備 ・仕様詳細は別図による。  【通信・情報設備】  12. 構内情報通信網設備 1) 構内情報通信網設備 ・仕様詳細は別図による。  13. 構内交換設備 (1) 機器 ・交換装置・電話機・端子盤類・アウトレット ・その他( ) 1) 種別 ・構内交換装置(・デジタルPBX・IP-PBX・VoIPサーバ) ・ボタン電話装置 ・その他( ) 2) 局線応答方式 ・局線中継台・分散中継台・ダイヤルイン・ダイレクトインダイヤル・ダイレクトインライン ・その他( ) 3) 保安用接地<br

16. 拡声設備
(1) 機器
(2) 増幅器
(3) 付属機器
(4) 操作装置
(5) スピーカ
17. 誘導支援設備
(1) 設備
(2) 音声誘導装置
(3) インターホン
(4) トイレ等 呼出装置
18. テレビ共同 受信設備
(1) 受信放送
(2) 機器
(3) アンテナ
19. 監視カメラ設備
20. 駐車場 管理設備
21. 防犯・入退室 管理設備
22. 自動火災 報知設備
(1) 機器
(2) 受信機
(3) 副受信機 (表示装置)
(4) 中継器
(5) 発信機
(6) 感知器
(7) 光警報装置

23. 自動閉鎖設備
(1) 機器
(2) 運動制御器
(3) 感知器
(4) 自動閉鎖装置
(5) 自動開錠装置
24. 非常警報設備
(1) 設備
(2) 非常放送装置
(3) 増幅器
(4) スピーカー
(5) 非常用リモコンマイク
(6) 非常用ベル
(7) 壁掛型
(8) 送受話器
(9) 子機
(10) 用途
(11) 機器
(12) 制御装置
(13) 送信機
(14) 受信機
(15) 用途
(16) 機器
(17) 親機
(18) 形状
(19) 送受話器
(20) 用途
(21) 機器
(22) 親機
(23) 壁掛型
(24) 送受話器
(25) 用途
(26) 気泡漏れ火災 警報設備
(27) 機器
(28) 受信機
(29) 副受信機
(30) 検知器
(31) 中央監視 制御設備
(32) 医療関係設備
26. 構内配電線路
(1) 配線方式
(2) 建柱
(3) 装柱機器 (高圧用)
(4) 装柱機器 (低圧用)
(5) ハンドホール マンホール
(6) 鋳鉄蓋
(7) 地中ケーブル 保護材料

【構内通信線路】
27. 構内通信線路
(1) 用途
(2) 配線方式
(3) 建柱
(4) ハンドホール マンホール
(5) 鋳鉄蓋
(6) 地中ケーブル 保護材料
【その他】
28. 消火器
VI. 使用資機材の適用規格
(1) 以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本産業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。
● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品
● 電気用品安全法適合品
● 耐熱・耐火線・耐熱・耐火ケーブル
● 消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行合格したもの
● 第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行合格したもの
● 非常用照明器具
● 建築基準法に定める国土交通大臣認定品
● (一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの
● 誘導灯
● 登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 制御盤
● (一社)日本電気製御システム工業会規格(JSIA規格)適合品
● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、組合操作盤等の認定対象品
● 登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品
● (一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
● 金属閉鎖形スイッチギア
● (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品
● 高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護继電器)
● (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
● 直流電源装置(防災電源用)
● 登録認定機関((一社)日本蓄電池設備認定委員会)の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
● 交流無停電電源装置
● (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
● 自家発電装置(防災電源用)
● 登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間)が貼付されたもの
● 自家発電装置(防災電源用でないもの)
● (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品
● 太陽電池モジュールの支持物
● 電気設備の技術基準の解説第46条第2項又は第3項の規定に適合するもの
● 電話用設備(電話交換機、電話機等)
● 登録認定機関((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
● 非常用放送設備
● 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● テレビ共同受信機器
● 優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの
● (一社)電子情報技術産業協会スーパー・ハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの
● 自動火災報知設備
● 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
(2) 特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。



■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale  
S=1:600

■drawing title  
位置図、配置図

■project title  
津市立敬和小学校消防設備改修工事

Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E-O 4  
原図 : A2

■ memo

■ check  
client  
architect  
contractor

■drawing title

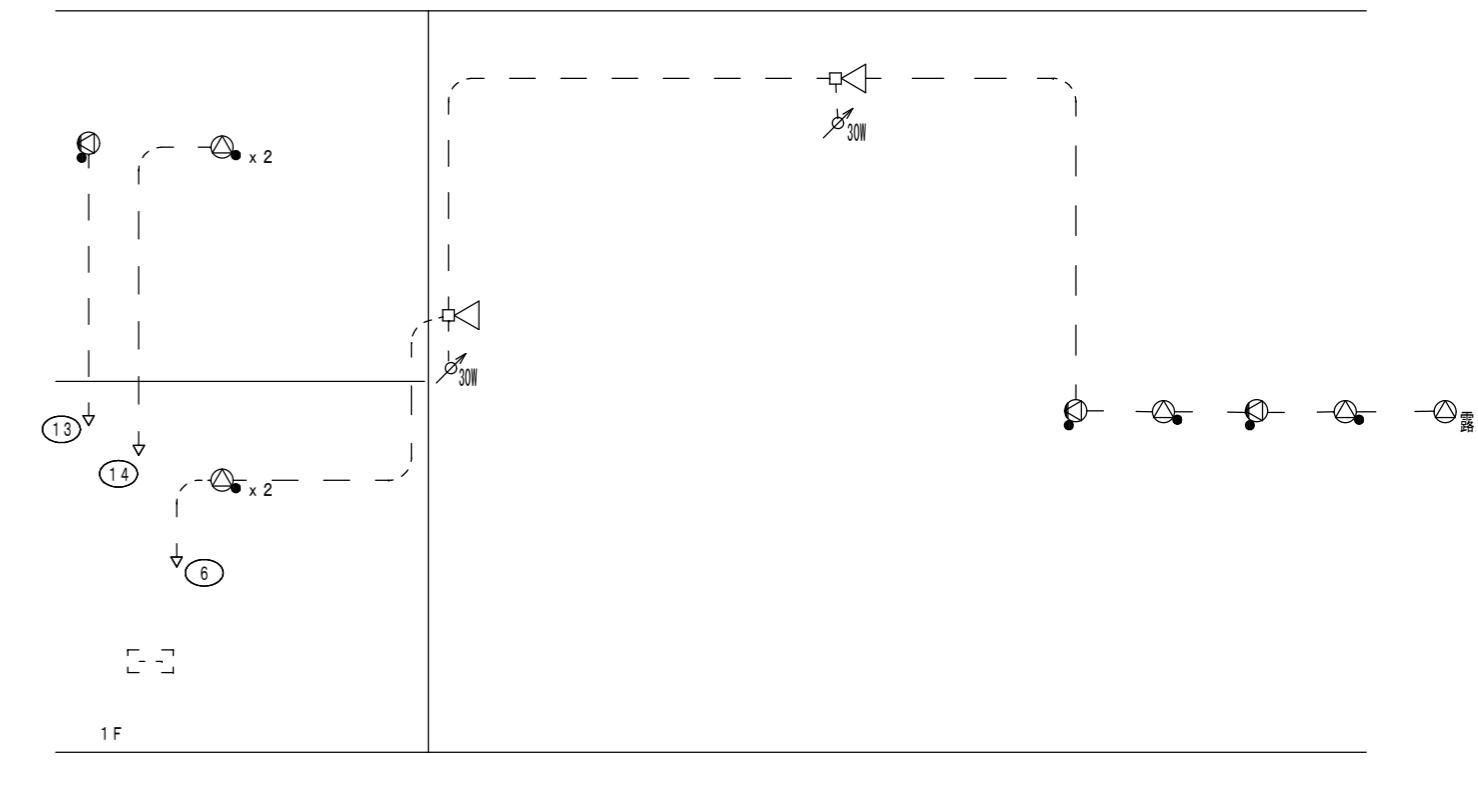
#### ■project title

Kisho  
Architectural  
Design Office

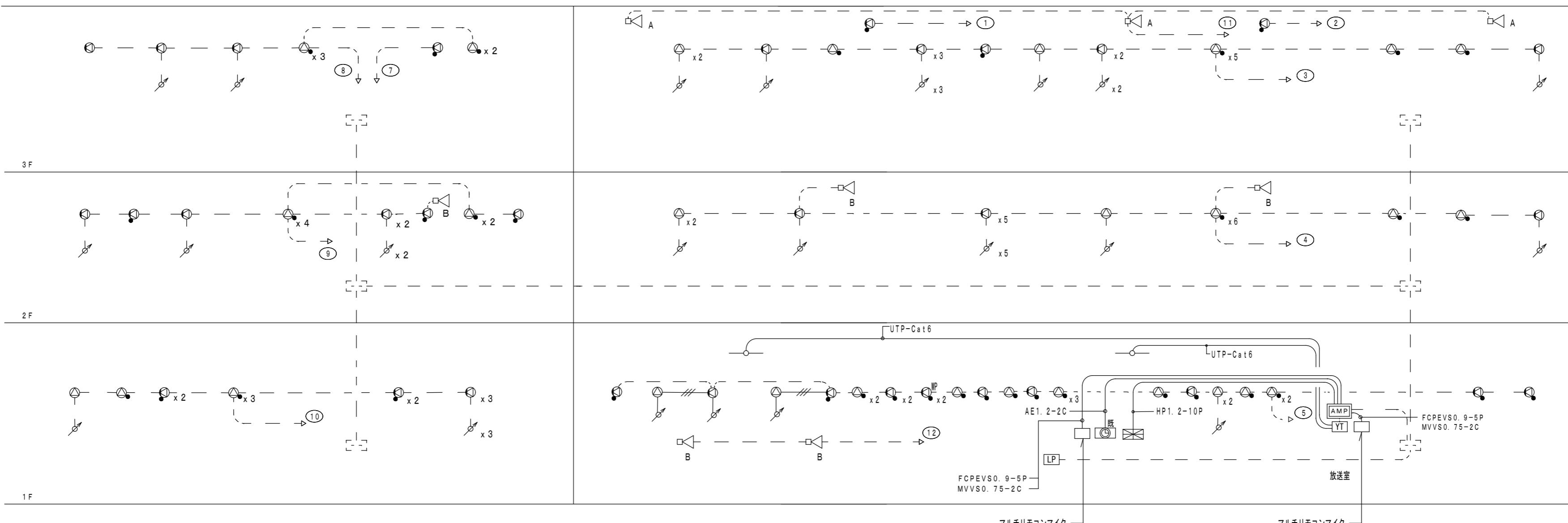
一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士:山田 賢治

■sheet no.  
E-05  
原図 : A2

番号	系統名稱	スピーカ種類・員数								スピーカ 容量(W)
		○ 1W	○ 1W	○ 1W	○ 1W	○WP 1W	○露 1W	□A 30W	□B 10W	
1	本館西階段				1					1
2	本館東階段				1					1
3	本館3階	3	8	7	1					19
4	本館2階	3	8	7				2	10W	38
5	本館1階	4	11	1	9	2				27
6	体育館1階		4		2		1	1		17
7	新館階段				1					1
8	新館3階		5	3						8
9	新館2階		6	4	3			1		23
10	新館1階	1	4	3	4					12
11	屋外上						3			90
12	屋外下							2		20
13	体育館階段				1					1
14	体育館2階		2				1			12
スピーカ員数 合計(台)		11	48	25	23	2	1	5	5	
スピーカ容量 合計(W)		11	48	25	23	2	1	150	50	310



【体育馆】



【特別教室棟】

【普通教室棟・給食棟・特別教室管理棟】

■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale  
S=NO

■drawing title

拡声設備 系統図、容量計算書

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事



一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E-O 6  
原図 : A2

凡 例			
記 号	名 称	仕 様	備 考
☒	受 信 機	P型1級	注記事項参照
☒	副 受 信 機 (表示盤)	30L	
☒(B)	機 器 収 納 盤	総 合 盤 露出型	
☒(B)	一 体 型 消 火 桶 収 納 箱 (既 設)	(P) (P) G (B) (G) G 組込	
○	表 示 灯	AC 24V LED	フリッカ
○ G	ガ ド 付 表 示 灯	AC 24V LED	フリッカ
(P)	発 信 機	P型1級	
(P) G	ガ ド 付 発 信 機	P型1級	
(B)	電 鈴	DC 24V	ベルカットを施す。
□	差動式スポット型熱感知器	2種 露出型	
□	定温式スポット型熱感知器	1種 防水 露出型	
□	光電式スポット型煙感知器	2種 露出型	
○	露出丸型ボックス	3方出(19)	
☒	差動式分布型熱感知器の検出部	1個用	BOXに収納
☒☒		1個用×2	
□□□	差動式分布型熱感知器	AP(空気管)	
— — —	警 戒 区 域 界 線		
(NO) (NO) (X)	警 戒 区 域 番 号 (既 設 のままで)		

## (注記事項)

## 1. 火報受信機仕様

1) P型1級、壁掛型、窓式、主音響(音声警報)内蔵、蓄積式。連動操作盤組込  
予備電源内蔵、自動断線警報機能付

## 2) 表示内訳

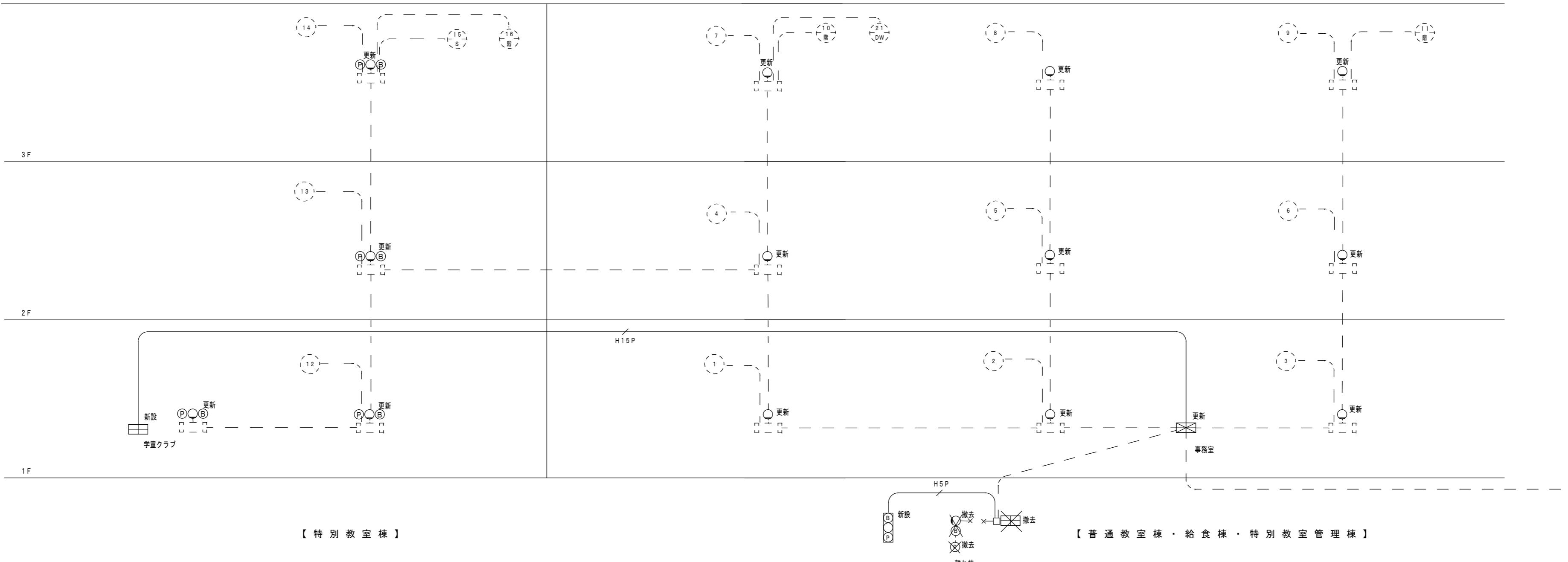
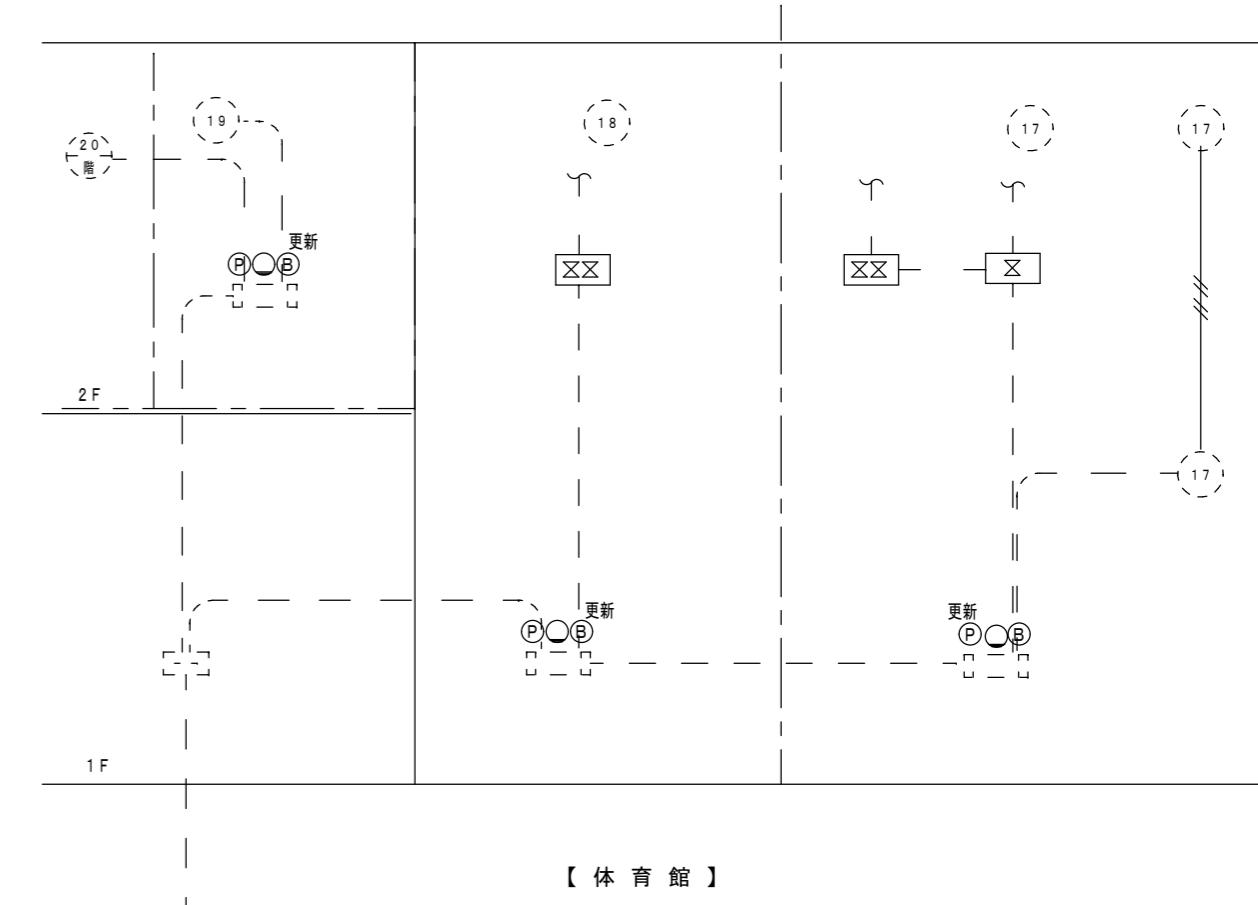
・火災表示	20L
・予備	10L
計	30L

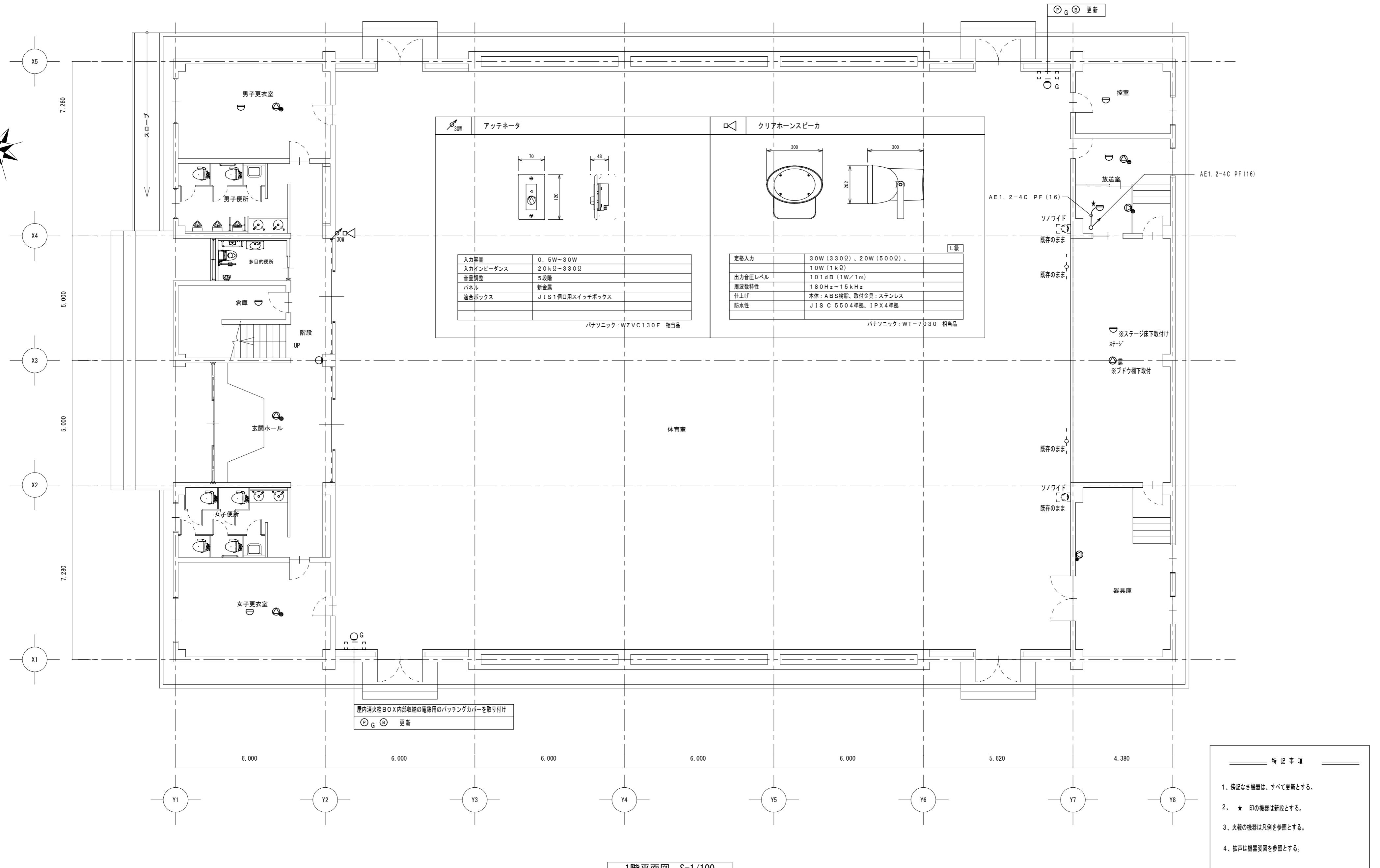
## 2. ベルカットを施す。

## 3. 記入なき配線は下記とする。

— — — 既設配線  
 / H5P HP 1. 2-5P  
 / H15P HP 1. 2-15P  
 // H15P HP 1. 2-4C

配線保護が必要な場合、薄鋼配管、PF管、HIVE管にて保護とする。





■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale

S=1/100

■drawing title

拡声設備、自動火災報知設備 屋内運動場1階平面図

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事

Kisho  
Architectural  
Design Office

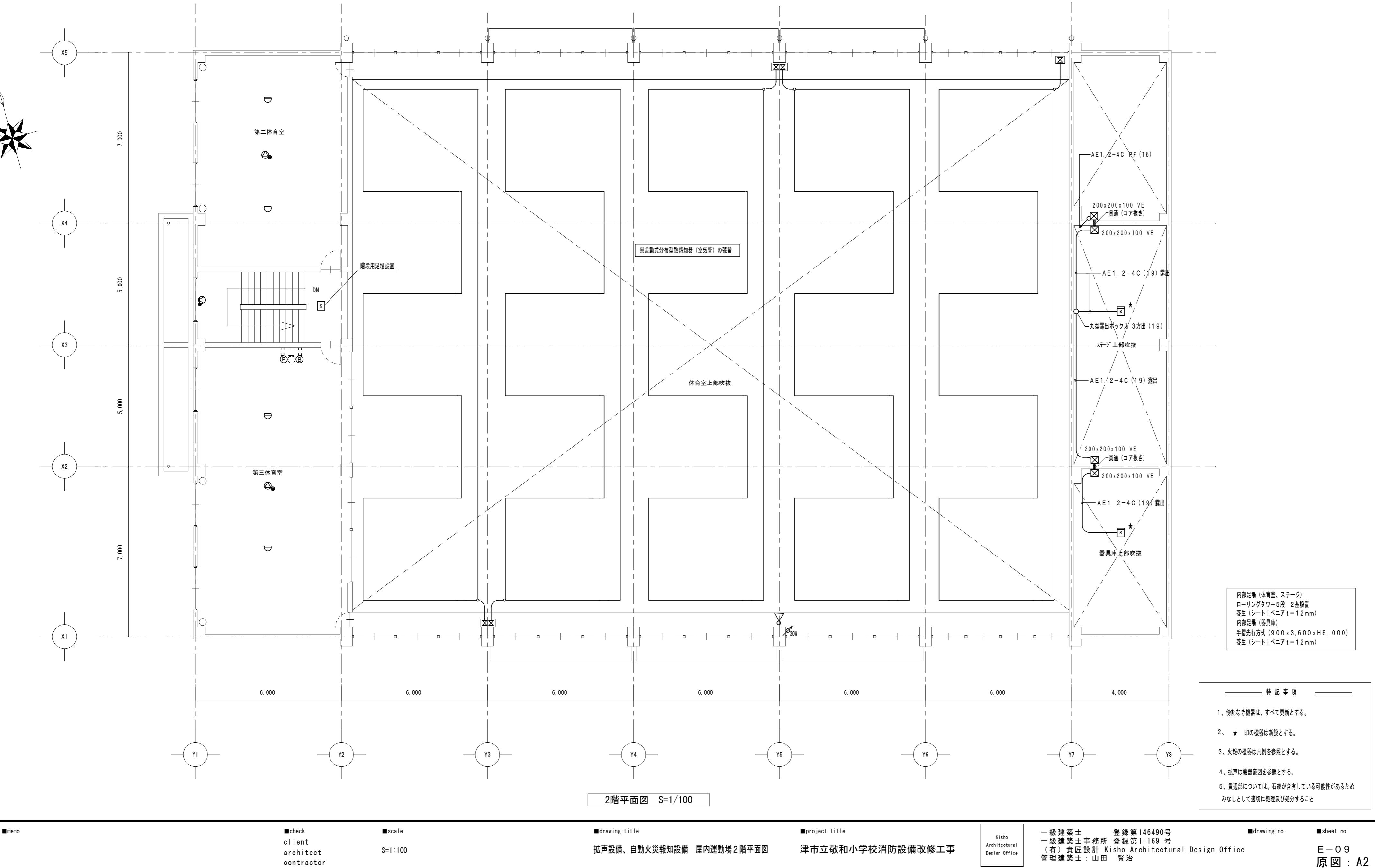
一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

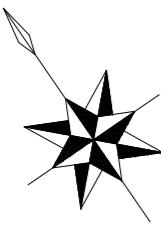
■drawing no.

■sheet no.

E-08

原図:A2





1階平面図 S=1/150

■memo  
■check  
client  
architect  
contractor

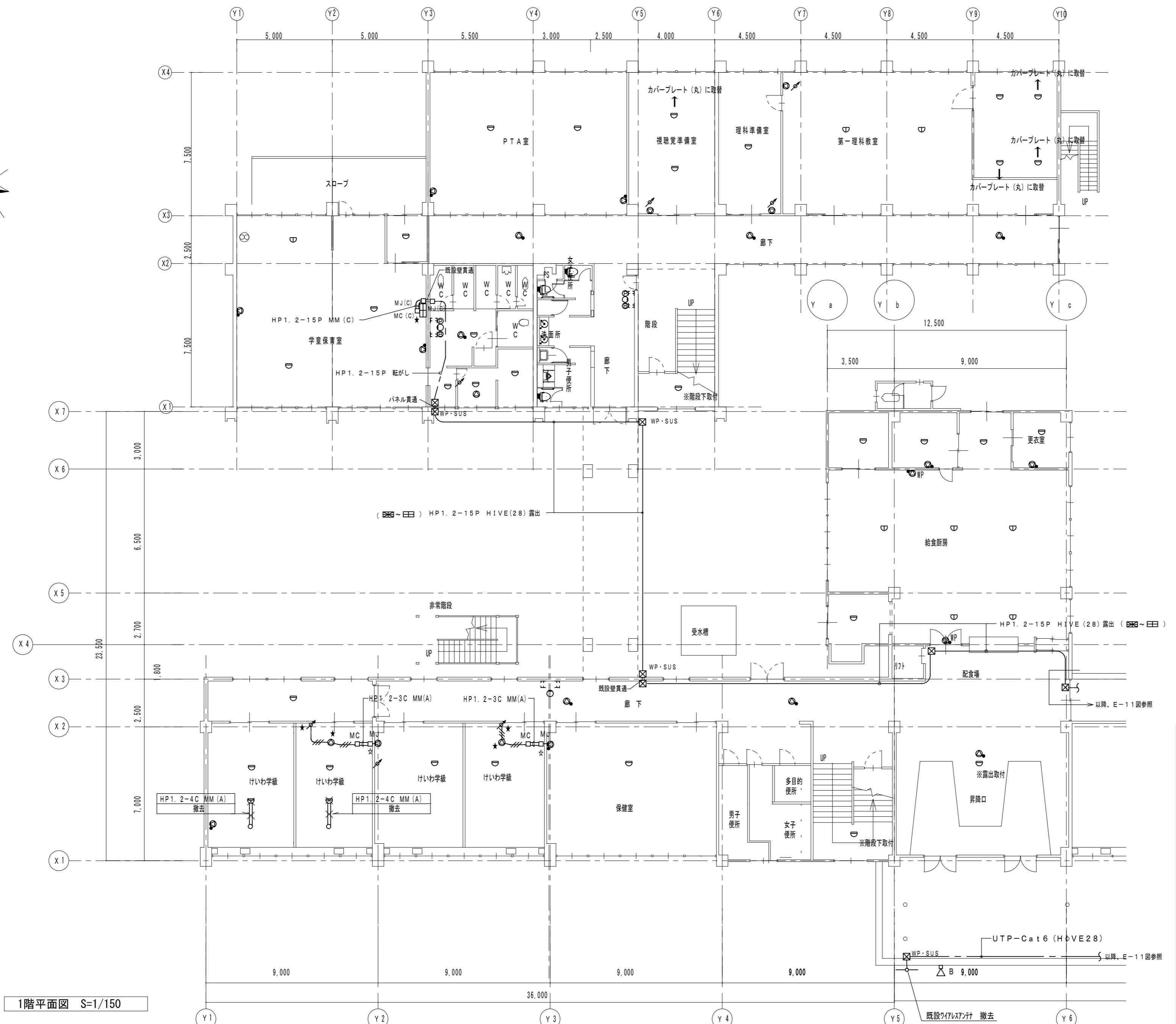
■scale  
S=1/150

■drawing title  
拡声設備、自動火災報知設備  
普通教室棟、給食棟、特別教室棟 1階平面図

■project title  
津市立敬和小学校消防設備改修工事

一級建築士 登録第146490号  
一級建築士事務所 登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kishio Architectural Design Office  
管理建築士：山田 賢治

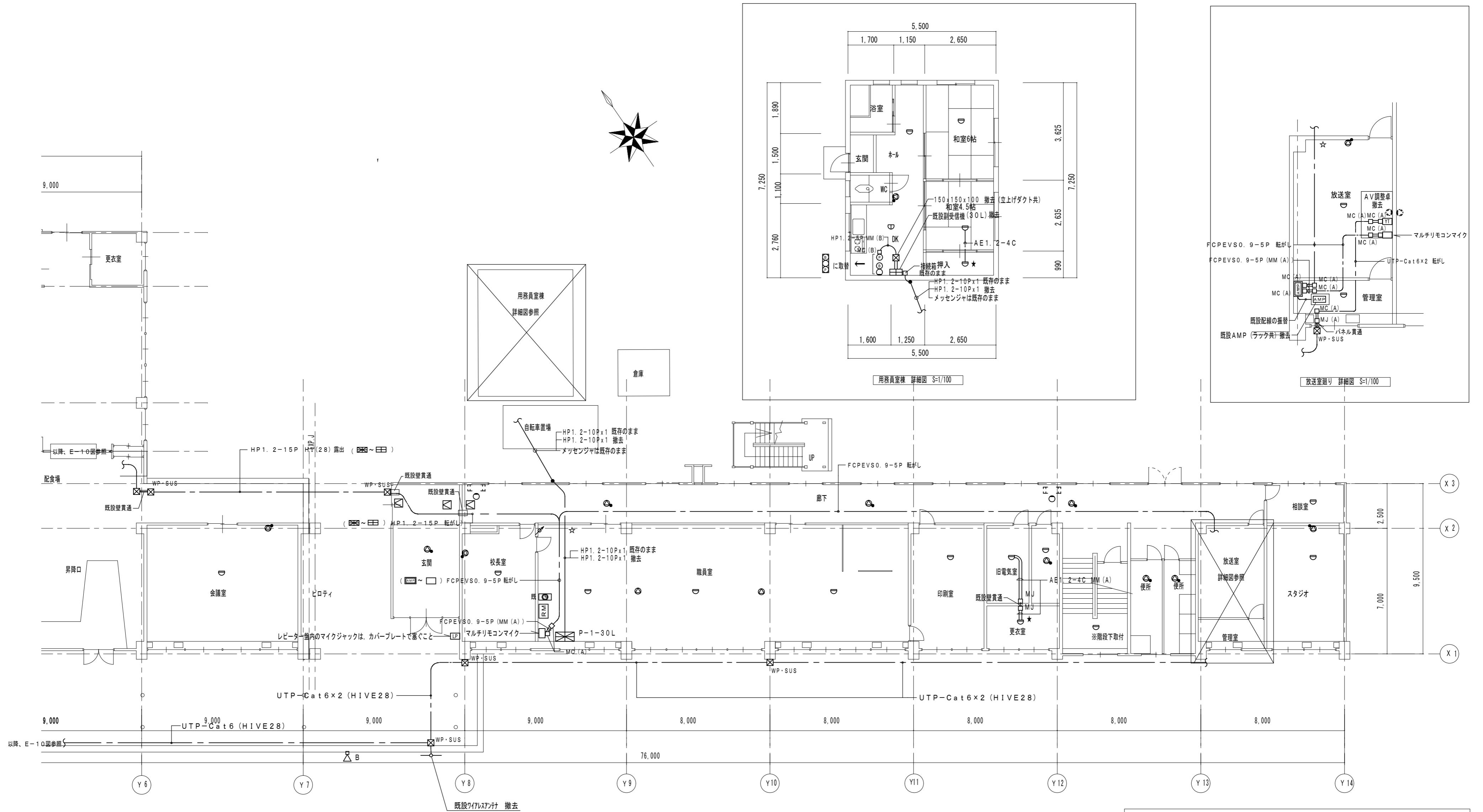
■drawing no.  
E-10  
原図：A2



特記事項

- 傍記なき機器は、すべて更新とする。
- ★印の機器は新設とする。
- 火報の機器は凡例を参照とする。
- 拡声は機器図を参照とする。
- 凡例
 

MM (A)	1種金属継び（メタルモール）A型
MC	同上コーナーボックス A型
MJ	同上ジャンクションボックス A型
MM (B)	1種金属継び（メタルモール）B型
MC (B)	同上コーナーボックス B型
MJ (B)	同上ジャンクションボックス B型
MM (C)	1種金属継び（メタルモール）C型
MC (C)	同上コーナーボックス C型
MJ (C)	同上ジャンクションボックス C型
HP1.2-3C MM (A)	HP1.2-3C MM (A)
WP・SUS	防水ブルボックス ステンレス製 250×250×200
WP・SUS	フルボックス VE 250×250×200
☆	防火区画貫通処理
- 貫通部については、石縫が含有している可能性があるため  
みなしとして適切に処理及び処分すること



特記事項	
1、傍記なき機器は、すべて更新とする。	YT ワイヤレスチューナー
2、★印の機器は新設とする。	WT ワイヤレスアンテナ
3、火報の機器は凡例を参照とする。	LP レピーター盤
4、括声は機器姿図を参照とする。	AMP 非常放送アンプ（業務放送兼用）
5、凡例	RM 非常リモコン
MM (A) 1種金属縫び（メタルモール）A型	FM 火報受信機
MJ (A) 同上ジャンクションボックス A型	BS 副受信機（表示盤）
MC (A) 同上コーナーボックス A型	□ 既
MM (B) 1種金属縫び（メタルモール）B型	△ チャイム組込親時計（既設）
MC (B) 同上コーナーボックス B型	□ 点検口 450 x 450
MM (C) 1種金属縫び（メタルモール）C型	WP・SUS 防水フルボックス ステンレス製 250 x 250 x 200
MC (C) 同上コーナーボックス C型	
6、貫通部及び天井作業部については、石綿が含有している可能性があるため、みなしとして適切に処理及び処分すること	

■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale

S-1/150

■drawing title

拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟1階平面図

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事

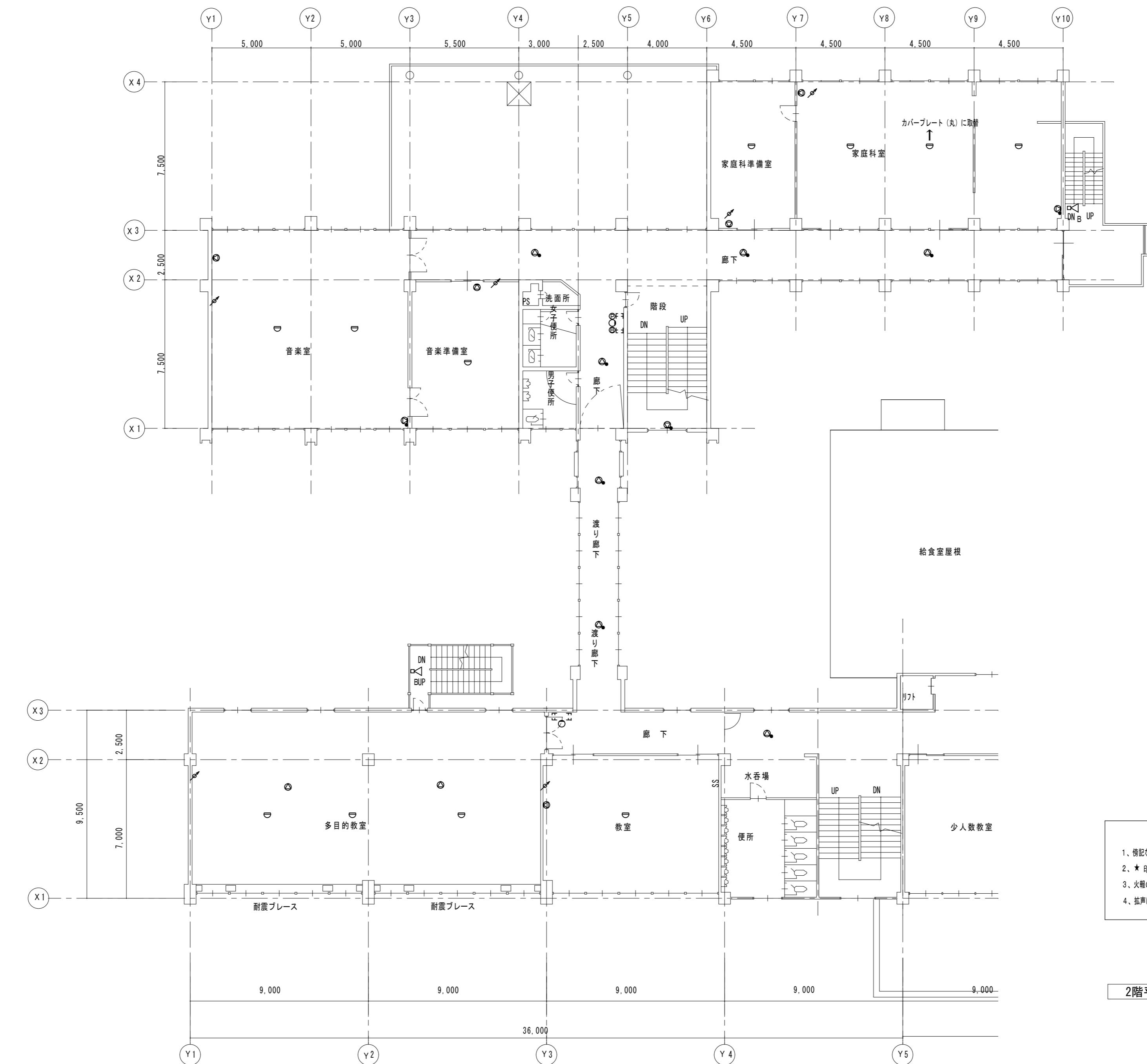
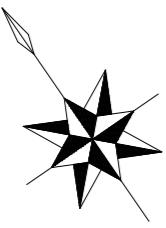
Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士 登録第146490号  
一級建築士事務所 登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士：山田 賢治

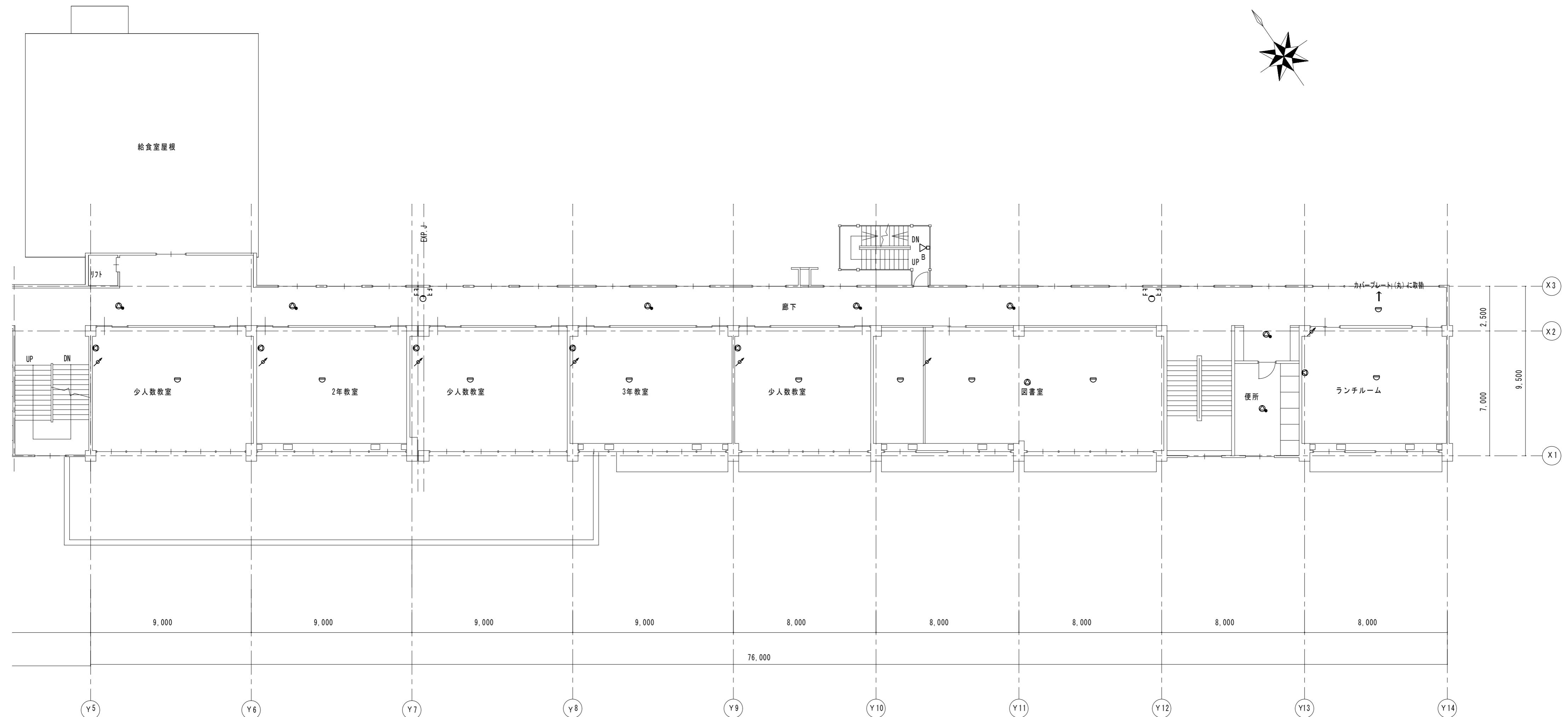
■drawing no.

sheet no.

E-11  
原図：A2



——特記事項——  
1、傍記なき機器は、すべて更新とする。  
2、★印の機器は新設とする。  
3、火報の機器は凡例を参照とする。  
4、括弧は機器姿図を参照とする。



2階平面図 S=1/150

特記事項

- 1、傍記なき機器は、すべて更新とする。
- 2、★印の機器は新設とする。
- 3、火報の機器は凡例を参照とする。
- 4、拡声は機器要因を参照とする。

■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale  
S=1/150

■drawing title

拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟2階平面図

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事

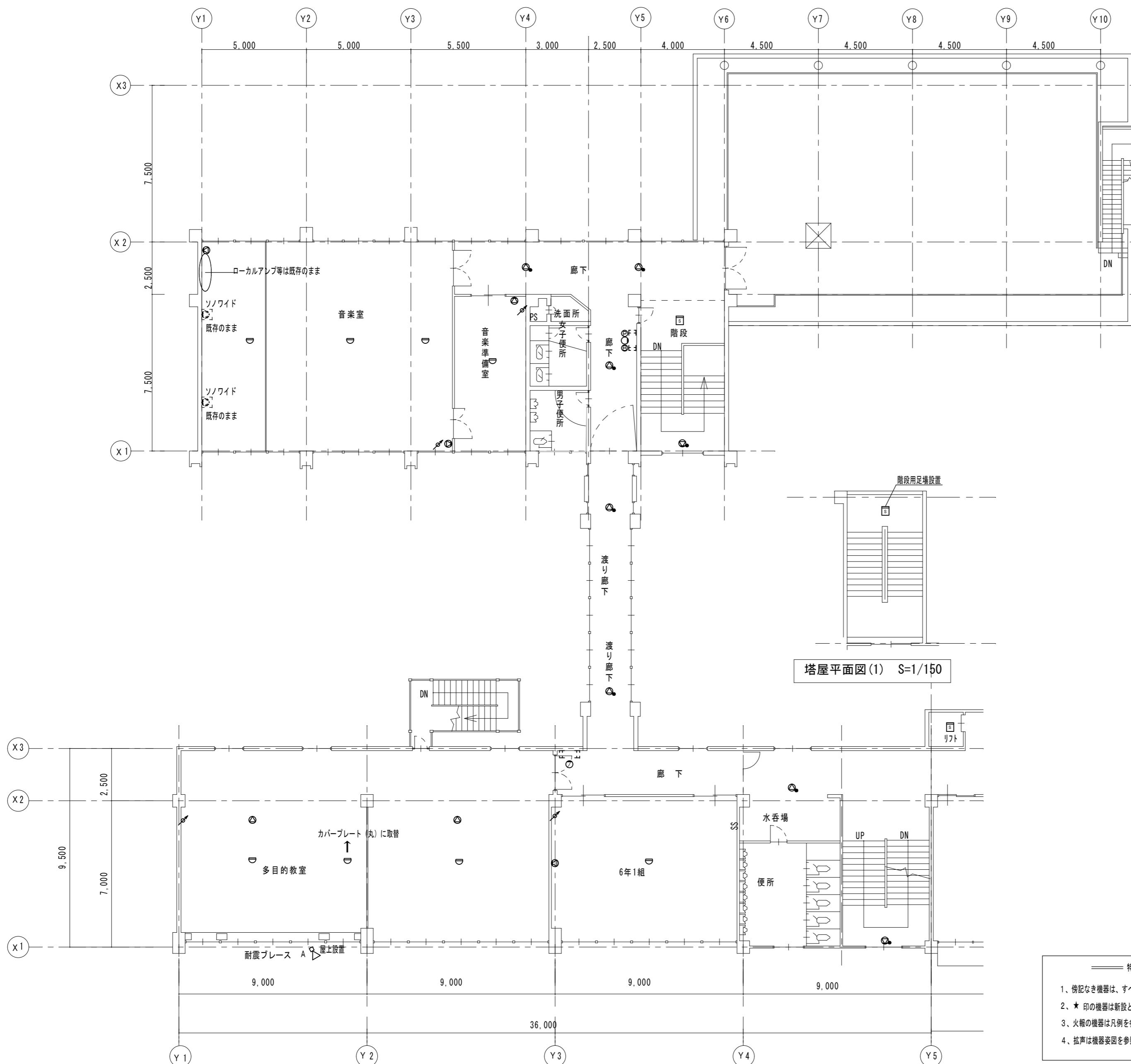
Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E-13  
原図 : A2



■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale  
S=1/150

■drawing title

拡声設備、自動火災報知設備  
普通教室棟、給食棟、特別教室棟3階平面図

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事

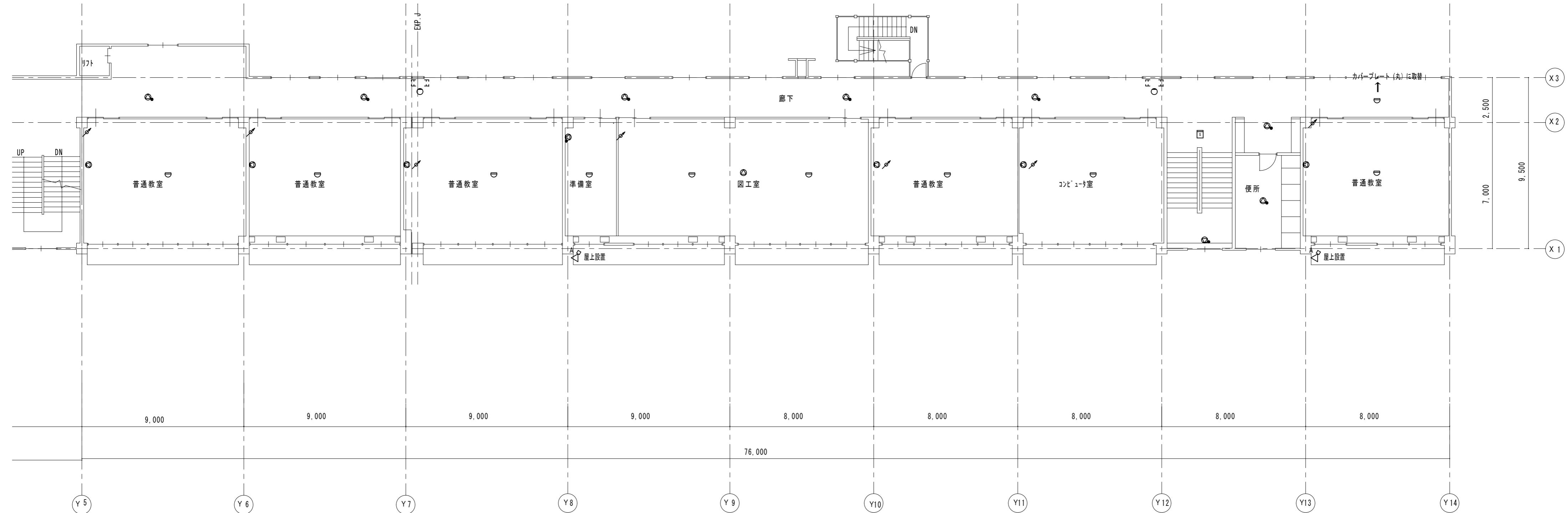
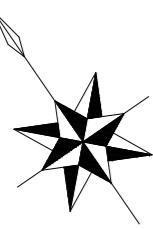
Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E-14  
原図 : A2



3階平面図 S=1/150

特記事項

- 1、傍記なき機器は、すべて更新とする。
- 2、★印の機器は新設とする。
- 3、火報の機器は凡例を参照とする。
- 4、拡声は機器姿図を参照とする。

■memo

■check  
client  
architect  
contractor

■scale  
S=1/150

■drawing title

拡声設備、自動火災報知設備 特別教室管理棟3階平面図

■project title

津市立敬和小学校消防設備改修工事

Kisho  
Architectural  
Design Office

一級建築士登録第146490号  
一級建築士事務所登録第1-169号  
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office  
管理建築士: 山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

E-15  
原図 : A2